

令和6年度

津南町事業所省エネルギー設備導入促進支援事業補助金Q&A

(令和6年5月1日更新)

Q 1 申請受付期間を教えてください。

令和6年5月20日(月)～9月30日(月)まで

※受付期限前であっても、申請金額が予算の範囲を超えた日をもって受付を終了します。

申請をご検討の場合は事前に観光地域づくり課へご確認ください。

Q 2 申請書類の提出方法及び提出先を教えてください。

「申請書(様式第1号)」に必要書類を添えて提出ください。施行事業者等による代理の申請も可能です。

【添付書類】

- ① 補助対象事業の見積書
- ② 補助対象事業が補助要件を満たすことを確認できるもの
(統一省エネラベル、カタログ等)
- ③ 既設機器の状況を確認できる写真等(別紙1に添付)

※令和6年4月1日から申請日までの間で補助事業が完了している場合は、
入替前の機器の写真又は施工業者からの証明書(別紙2)を添付すること

【提出先】

〒949-8292 津南町大字下船渡戊585番地 津南町役場 観光地域づくり課

Q 3 国や県、その他の補助金との併用はできますか？

同一の事業や機械装置等について、国や県、市町村が助成する制度や補助金との併用はできません。

【参考】

令和6年度 新潟県 中小企業等原油・原材料価格高騰等対応設備導入緊急支援事業
「価格高騰対応設備導入補助金」(申請期間:令和6年4月19日～6月28日)

新潟県価格高騰対応設備導入補助金特設サイト <https://eecp.or.jp/e-support/>

Q 4 採択の可否はどのようにして知ることができますか？

申請いただいた方全員に対して、採択(交付)または不採択(不交付)の結果を書面で通知します。

Q 5 補助金の交付はいつになりますか？

事業完了（機器の入替及び費用の支払い完了）後、「実績報告書（様式第5号）」を提出していただき、実施した事業内容の審査と経費内容の確認等により、交付すべき補助金の額を確定します。額の確定については書面で通知します。

額の確定後、申請者様から「請求書（様式第7号）」を提出いただき、2週間程度で指定の口座へお振込みいたします。

本事業では、概算払い（前払い）は行わず、全て精算払いとなります。

なお、補助金は経理上、支払額の確定を受けた事業年における収入として計上するものであり、法人税・所得税の課税対象となります。（詳細については、税務署にお問い合わせください。）

Q 6 申請後に事業内容を変更したい場合はどうすればいいですか？

下記の事由により当初申請内容に変更がある場合は、「変更交付申請書（様式第3号）」の提出が必要となります。様式は町ホームページからダウンロードいただくか、津南町役場観光地域づくり課へお越しください。

【変更交付申請書が必要な場合】

- ①補助対象経費の変更により、交付決定額の変更が生じる場合
- ②事業を途中で中止する必要がある場合
- ③補助対象事業の内容に変更がある場合

例：当初予定していたエアコンの型が変わる、入替予定のLED本数の変更など

Q 7 エアコン及び照明機器を同時に入替えたいのですが、一方しか対象になりませんか？

1事業者1回の申請となり、複数機器入替の場合は合わせて申請ください。ただし、補助上限額は変わりません。

申請書添付書類については機器ごとにご用意ください。写真等の数が多い場合は、別紙でまとめていただいても構いません。

Q 8 事業所等複数箇所に機器を設置したいのですが、どのように申請すればいいですか？

Q 7と同様になります。申請書添付資料は各施設ごとで作成ください。

Q 9 自社で機器の取替を行いたいのですが、補助金の対象となりますか？

自社施工の場合、機器を町内事業者から購入する場合機器代は補助対象となります。ただし、施工費については対象外となります。

Q10 今使用しているエアコンより性能が高いものを入れたいのですが、補助金の対象となりますか？（6畳用から8畳用などへの変更）

既存機器との取替であれば補助対象となります。機器の新規導入、増設は対象外となりますのでご注意ください。

Q11 自宅兼事務所で使用する設備は、補助対象となりますか？

事務所や車庫等に関しては100%事業用として使用している部分にある設備が補助対象となります。そのため一部でも自宅として使用しているのであれば補助対象外となりますのでご注意ください。

Q12 補助対象となった機器等を処分（廃棄や売却など）する場合はどのような手続きが必要になりますか？

当事業を活用して取得した機器等は、下記に指定する処分制限期間（機器の耐用年数）中は勝手に処分することができません。

補助事業が完了し、補助金の支払いを受けた後、一定の期間において処分（補助事業目的外での使用、譲渡、売買、担保提供、廃棄等）が制限されます。

処分制限期間内に当該財産を処分する場合には、必ず町長の承認を受ける必要があります。また、実績報告時に提出する取得財産等管理台帳（様式第5号別紙2）を基に算出された財産の残存価格に相当する金額の返還を求める場合があります。財産の処分を行う前に事前にご相談ください。

機器名称	対応年数
家庭用エアコン	6年
業務用エアコン（22kW以下）	13年
業務用エアコン（22kW超）	15年
LED照明器具	15年
冷蔵庫・冷凍庫	6年

Q13 経済産業省資源エネルギー庁が定める「統一省エネラベル」に記載されている目標年度はいつのものが対象となりますか？

トップランナー基準の最新の年度が対象となり、機器ごとに設定されています。エアコン

は 2027 年度、照明器具は 2020 年度、電球は 2027 年度、業務用冷蔵庫・冷凍庫は 2016 年度となっています。

【参考 省エネ性能カタログ 2023 年版】

Q14 補助対象経費として認められる経費を教えてください。

省エネルギー機器への入替に係る経費を補助対象としています。具体的には機器の購入費・運搬費、取付に係る工事費・材料費・諸経費、既存機器の処分費等となります。

Q15 入替を予定している機器情報がわからないのですがどうしたらいいですか？

償却資産情報等からも情報が得られない様であれば施行事業者にご相談ください。可能な範囲での製品情報を入れてください。導入年についてはおおよそでもいいので記載ください。

Q16 業務用冷蔵庫・業務用冷凍庫の定義を教えてください。

販売する商品や原材料を貯蔵又は陳列するための冷蔵庫・冷凍庫を業務用と定義しています。したがって、従業員の福利厚生のための冷蔵庫や、家事消費分の農産物を保管する保冷库は対象となりません。

Q17 お米の保冷库を入れ替えたいのですが、省エネ法に基づくトップランナー基準を達成した設備にあたる商品がありません。どうしたらいいですか？

農業用保冷库については省エネ法に基づくトップランナー基準の対象外製品となります。そのため申請書提出時に導入・施行事業者から「入替機器の省エネ効果に関する証明書」を作成してもらい合わせて提出してください。